

令和6年12月市議会定例会議

建設水道常任委員会資料

目次

【議案第152号 令和6年度福島市一般会計補正予算中、建設部所管分】

○河川課
・土木費 河川費
河川総務費 …… P. 2

○河川課
・土木費 河川費
河川維持費 …… P. 3
位置図 …… P. 4

○道路建設課
・土木費 都市計画費
街路事業費 …… P. 5
位置図 …… P. 6

【議案第167号 市道路線の認定及び廃止の件】

○路政課 …… P. 7
位置図 …… P. 8～11

【報告第25号 専決処分報告の件】

○路政課
・専決第22号 損害賠償の額の決定並びに和解の件 …… P. 12

建設部

8款 土木費 3項 河川費

目 細目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	
01 河川総務費	75,381	4,175	79,556	-	-	-	4,175	〔補正予算説明書〕 歳出 P.11
河川総務費	-	4,175	4,175	-	-	-	4,175	

○ 国庫支出金返還金

令和元年災害復旧工事（準用河川境川公共災害復旧工事）において廃工した工区の国庫負担金を返還するため、補正予算を要求するものである。

位置図



令和元年災 準用河川 境川 飯野町砂田工区 廃工までの流れ

令和元年 公共災【準用河川 境川（飯野町砂田工区）】を含む62箇所の災害査定
 令和2年 災害復旧に伴う実施設計書作成
 準用河川 境川 災害復旧工事（台風19号関連）
 「飯野町馬場田・飯野町砂田・飯野町境川・飯野町原田」合併施工
 請負業者決定（請負金額：27,453,800円）
 前払金（請負金額の50%以内：13,726,000円）
 令和3年 【竣工】準用河川 境川 災害復旧工事（台風19号関連）
 飯野町馬場田・飯野町境川・飯野町原田 3箇所
 【県及び国との廃工協議】
 ※工法変更が認められず飯野町砂田地区を廃工とする。
 ※前払金を支出していることから返還手続きが必要。
 （前払金13,726,000円×国費率0.667＝国費9,155,242円）
 国費9,155,242円のうち、飯野町砂田工区の国費4,174,495円

【廃工理由】

積ブロック施工のため掘削したところ、想定より浅い位置で岩盤がでてきたため、積ブロックの基礎工が施工困難であることが判明した。
 そのため、現場にある転石を利用した石積工法での工法変更協議を国・県と行ったが認められなかったことから廃工となった。

8款 土木費 3項 河川費

目 細目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	
2 河川維持費	69,827	30,000	99,827	-	30,000	-	-	〔補正予算説明書 歳入 P.7 歳出 P.11〕
河川災害緊急対策事業費	-	30,000	30,000	-	30,000	-	-	

○ 河川土砂浚渫事業費（河川土砂浚渫事業）

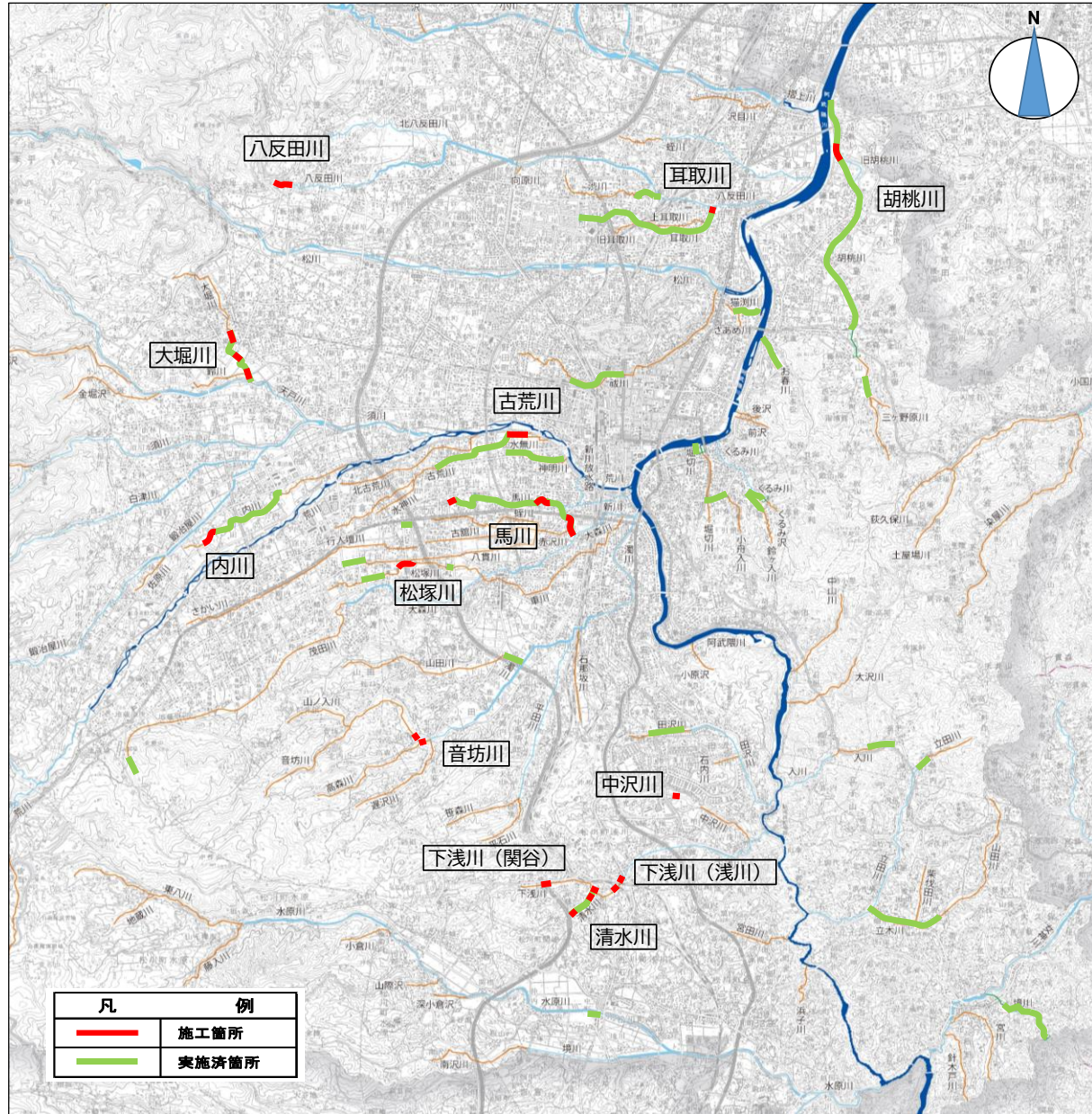
市で管理する準用河川、普通河川の浸水対策及び環境保全を図るため、緊急浚渫推進事業債を活用し、土砂浚渫・伐木など適切な維持管理を行う。

事業実施箇所

No	地区	河川名	事業内容		事業費 (千円)
			数量	内容	
1	吉井田	準用河川 馬川	L=240.0m	土砂浚渫 伐木等	4,000
2	東部	準用河川 胡桃川	L=250.0m		3,100
3	北信	準用河川 耳取川	L=50.0m		1,300
4	吉井田	普通河川 古荒川	L=300.0m		1,300
5	信陵	普通河川 八反田川	L=400.0m		3,000
6	松川	普通河川 下浅川（浅川）	L=40.0m		1,100
7	松川	普通河川 下浅川（関谷）	L=20.0m		500

No	地区	河川名	事業内容		事業費 (千円)
			数量	内容	
8	松川	普通河川 清水川	L=50.0m	土砂浚渫 伐木等	1,300
9	松川	普通河川 中沢川	L=20.0m		500
10	信夫	普通河川 松塚川	L=200.0m		1,300
11	信夫	普通河川 馬川	L=70.0m		1,300
12	信夫	普通河川 音坊川	L=100.0m		1,300
13	吾妻	普通河川 内川	L=500.0m		5,000
14	吾妻	普通河川 大堀川	L=190.0m		5,000

河川土砂浚渫事業 位置図



河川土砂浚渫 実施状況

耳取川

施工前



施工後



境川

施工前



施工後



8款 土木費 4項 都市計画費

目 細目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	
3 街路事業費	374,738	5,000	379,738	-	4,500	-	500	補正予算説明書 歳入 P.7 歳出 P.11
県事業負担金	13,965	5,000	18,965	-	4,500	-	500	

◇県事業負担金

○ 腰浜町町庭坂線改良工事費 5,000 千円

福島県で施行する土木建設事業経費について、道路法52条の規定に基づき事業の経費の一部(県事業費の5%)を負担するものである。

《事業費》

(単位：千円)

区 分	事業費	事業費内訳	財源内訳			
		負担金	国・県	地方債	その他	一 般
現 計	-	-	-	-	-	-
実 施	5,000	5,000	-	4,500	-	500
補 正	5,000	5,000	-	4,500	-	500

《補正予算による事業内容》

区 分	事業内訳
現 計	-
実 施	電線共同溝 L=100m
補 正	電線共同溝 L=100m

県事業負担金【腰浜町町庭坂線】 概要図



全体計画 L=400m W=27m

R 6 補正 (負担金)

桜の聖母学院
中学校・高校

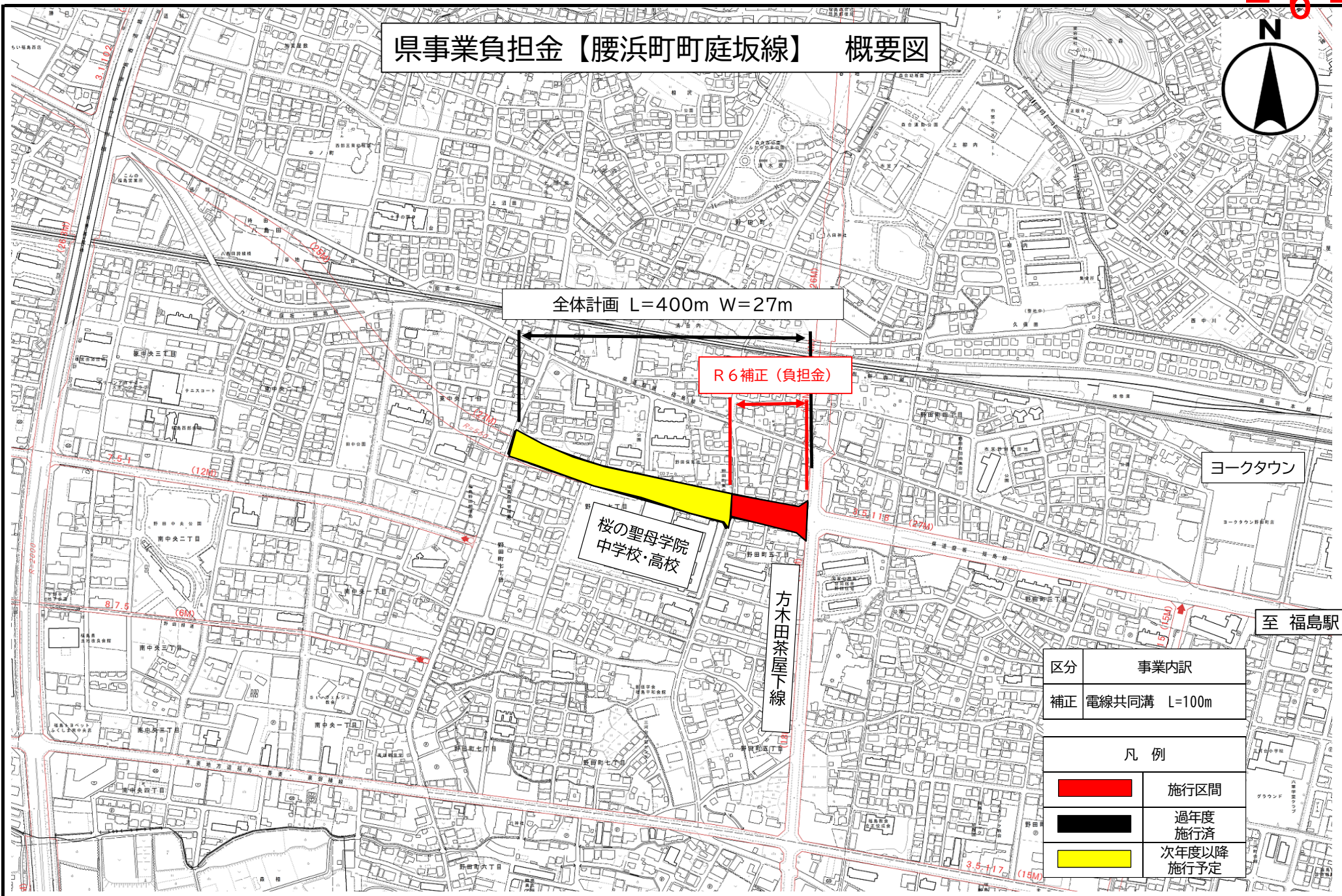
方木田茶屋下線

ヨークタウン

至 福島駅

区分	事業内訳
補正	電線共同溝 L=100m

凡 例	
	施行区間
	過年度 施行済
	次年度以降 施行予定



議案書
P.45～46

議案第167号

市道路線の認定及び廃止の件

道路法(昭和27年法律第180号)第8条及び第10条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり認定するとともに、廃止するものとする。

記

1、認定する路線

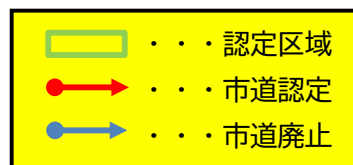
路線番号	路線名	資料ページ番号	所在地	認定理由
50527	なかかいどうした きたしたかません 中街道下・北下釜線	8	福島市本内字中街道下ほか地内	認定替えによる認定
50533	ざとうまち みなみおにぶちせん 座頭町・南鬼淵線	9	福島市大笹生字座頭町ほか地内	認定替えによる認定
51470	なりたせん 成田線	10	福島市大笹生字成田地内	認定替えによる認定
61427	きかえまち ごうせん 栄町6号線	11	福島市栄町地内	福島駅東口地区市街地再開発事業区域との一体的な活用を促進するため

2、廃止する路線

路線番号	路線名	資料ページ番号	所在地	廃止理由
50056	うまあらいば きんかきんせん 馬洗場・金光山線	9	福島市大笹生字馬洗場ほか地内	第2期おおざそうインター工業団地の造成による廃止
50527	なかかいどうした きたしたかません 中街道下・北下釜線	8	福島市本内字中街道下ほか地内	市営住宅下釜団地解体による廃止
50533	ざとうまち みなみおにぶちせん 座頭町・南鬼淵線	9	福島市大笹生字座頭町ほか地内	第2期おおざそうインター工業団地の造成による廃止
50539	たてのにしせん 館ノ西線	10	福島市大笹生字館ノ西地内	第2期おおざそうインター工業団地の造成による廃止
51470	なりた たてのきたせん 成田・館ノ北線	10	福島市大笹生字成田ほか地内	第2期おおざそうインター工業団地の造成による廃止

(提案理由)

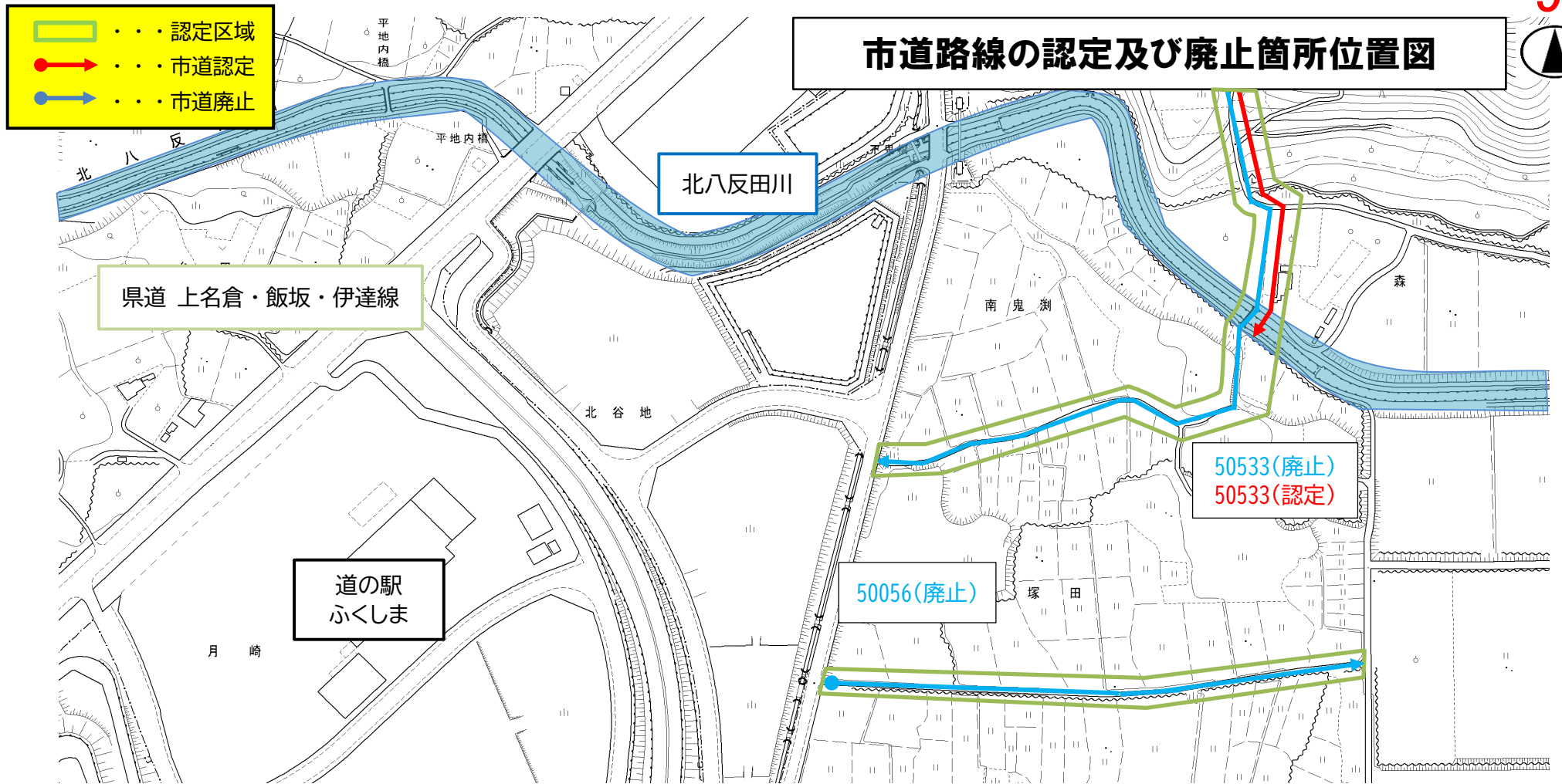
市道について、一般公共の用に供する等のため認定するとともに、認定替等により廃止するものである。



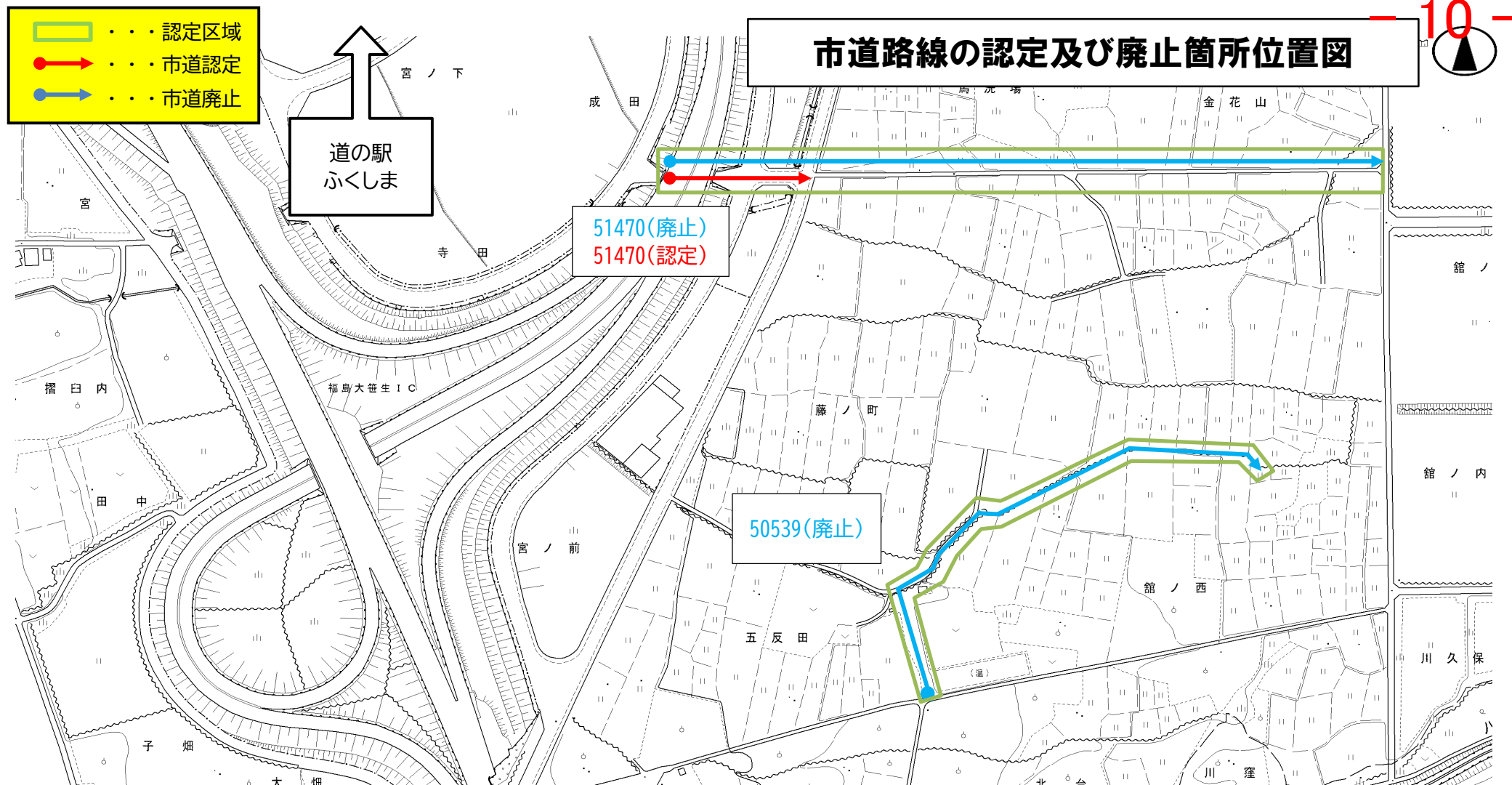
市道路線の認定及び廃止箇所位置図



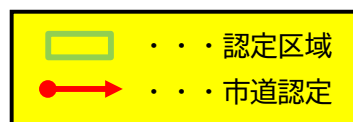
路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
50527 廃止	中街道下・北下釜線	福島市本内字中街道下14番1地先 福島市本内字北下釜1番1地先	389.7	3.7~7.6	2,636.7	舗装
50527 認定	中街道下・北下釜線	福島市本内字中街道下14番1地先 福島市本内字北下釜1番1地先	290.2	6.5	2,266.5	舗装



路線番号	路線名	起終点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
50056 廃止	馬洗場・金花山線	福島市大笹生字馬洗場17番1地先 福島市大笹生字金花山3番1地先	270.5	2.5～3.7	678.7	舗装
50533 廃止	座頭町・南鬼淵線	福島市大笹生字座頭町3番7地先 福島市大笹生字南鬼淵4番1地先	754.6	1.0～2.1	1,265.3	砂利道
50533 認定	座頭町・南鬼淵線	福島市大笹生字座頭町3番7地先 福島市大笹生字南鬼淵16番2地先	521.5	1.8	797.5	砂利道



路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
50539 廃止	館ノ西線	福島市大笹生字館ノ西19番1地先 福島市大笹生字館ノ西2番1地先	292.6	0.9~2.6	386.3	砂利道
51470 廃止	成田・館ノ北線	福島市大笹生字成田2番6地先 福島市大笹生字館ノ北16番1地先	396.8	2.5~10.6	1,257.1	舗装
51470 認定	成田線	福島市大笹生字成田2番6地先 福島市大笹生字成田1番25地先	86.5	6.0	505.3	舗装



市道路線の認定箇所位置図



路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
61427 認定	栄町6号線	福島市栄町12番18地先 福島市栄町30番1地先	223.6	20.0	4,468.9	舗装

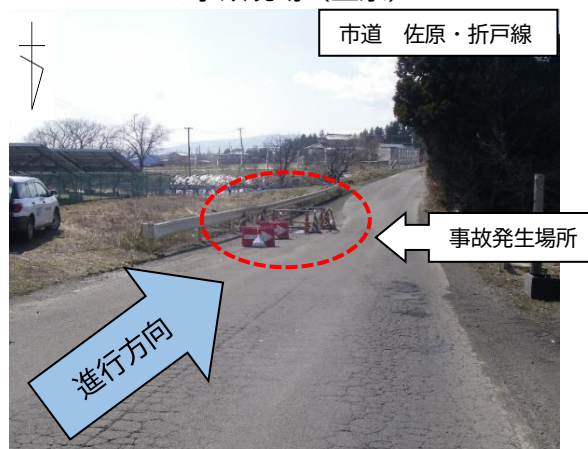
専決第 22 号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

- 1 事故発生の日時 令和4年3月20日(日) 午前9時50分頃
- 2 事故状況等 相手方車両が福島市在庭坂字向河原7番1地先(市道佐原・折戸線路上)を走行中、路面に発生した陥没箇所を通過した際、左前後輪のタイヤ及びホイール等を破損した。

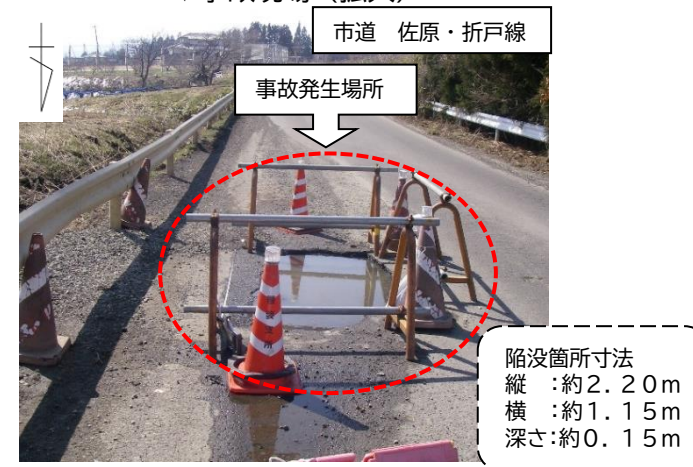
事故発生場所(位置図)



▼事故現場(全景)



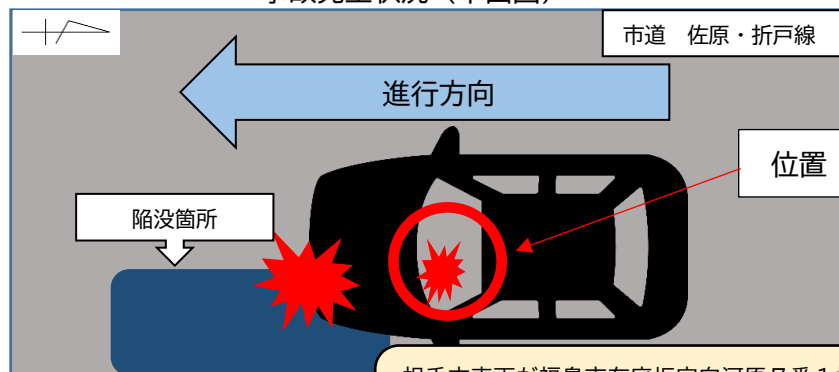
▼事故現場(拡大)



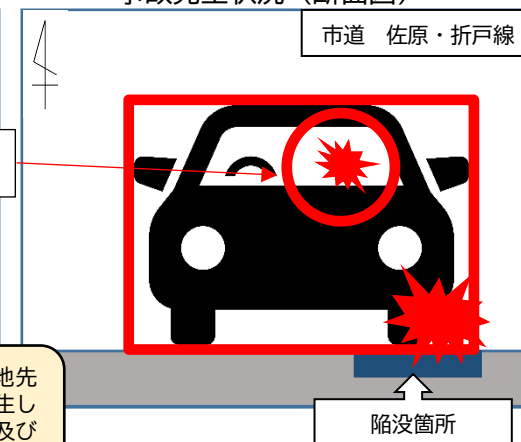
事故車両(全景)



事故発生状況(平面図)



事故発生状況(断面図)



相手方車両が福島市在庭坂字向河原7番1地先(市道佐原・折戸線路上)を走行中、路面に発生した陥没箇所を通過した際、左前後輪のタイヤ及びホイール等を破損した。



バーストしている。

フロントウィンドに亀裂が入っている。